

日本地質学会 近畿支部 規約

- 第1条 本支部は「日本地質学会近畿支部」と称します。
- 第2条 本支部は地学の進歩発展及び普及と会員相互の親睦とを図ることを目的とします。
- 第3条 本支部は近畿2府5県(大阪府・京都府・兵庫県・和歌山県・滋賀県・奈良県・三重県)に在住する日本地質学会々員を支部会員とします。
- 第4条 本支部は第2条の目的を達成するために次の事業を行ないます。
講演会(例会), 講習会, 見学旅行, 懇親会, その他目的達成のため必要と認められる事項。
- 第5条 本支部運営の基本方針を決定するため総会を開きます。
- 第6条 総会は会員数の30分の1以上の出席(委任状を含む)を得て成立します。
- 第7条 本支部運営の執行機関として以下の役員を置きます。
支部長1名 代表幹事1名 幹事 若干名 役員の任期は2年とします。但し再任は妨げないものとします。
- 第8条 支部長は支部会員が互選し, 総会において承認を受けるものとします。
代表幹事・幹事は支部長が委嘱し, 総会で承認を受けるものとします。
- 第9条 支部長及び幹事は「役員会」を組織し, 総会の決議に基づき業務執行の方針を決定します。
- 第10条 支部長は支部を代表するとともに日本地質学会の定める業務を行います。
- 第11条 支部の運営は本部交付金, 協賛金, 行事参加費, その他の収入でまかないます。
- 第12条 支部に会計監査1名をおきます。会計監査は支部長が委嘱します。
- 第13条 この支部規約は総会において出席者の過半数の賛成を得て改正することができます。
- 附則
- (1) この規約の変更は, 近畿支部総会の議をへて決定します。
 - (2) この規約は2007年4月28日より施行します。